務 甲 達 第 4 2 号 平成 1 7 年 3 月 1 8 日

部 課 署 長 殿

共 00 01 10 150 長期

石川県警察本部長

石川県警察採用時教養実施要綱の一部改正について(通達)

対号 平成13年3月30日付け務甲第29号「石川県警察採用時教養実施要綱の制定について(通達)」

新規採用警察官の効果的・効率的育成と地域警察官としての捜査実務能力の向上、現場執行力の強化等のため、平成17年1月25日付け警察庁丙人発第23号「採用時教養実施要綱の一部改正について」が通達されたことから、別添のとおり「石川県警察採用時教養実施要綱」を一部改正し、平成17年4月1日以降に採用された巡査に対して実施することとしたので、運用上遺憾のないようにされたい。

(学校教養係 2672)

### 石川県警察採用時教養実施要綱

### 第1 趣旨

採用時教養においては、新たに採用された巡査に対し、真に職責を自覚させ、使命感を培い、円満な良識と豊かな人間性をはぐくむとともに、地域警察活動に必要な基礎的知識、技能の確実な修得及び体力・気力の錬成を図り、もって適正に職務を遂行し得る警察官を育成するものとする。

## 第2 定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各事項に定めるところによる。

- (1)初任教養 新たに採用された巡査に対して行う基礎的教育訓練をいう。
- (2)初任科 石川県警察学校(以下「警察学校」という。)において初任教養を行う ための課程をいう。
- (3)職場実習 初任教養を修了した巡査に対して行う警察署における教養をいう。
- (4)初任補修教養 職場実習を修了した巡査に対して行う基礎的教育訓練をいう。
- (5)初任補修科 警察学校において初任補修教養を行うための課程をいう。
- (6)実戦実習 初任補修教養を修了した巡査に対して行う警察署における教養をい う。
- (7)短期課程 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学の卒業者(短期大学の卒業者を除く。)及び警察庁長官がこれと同等以上の学力があると認める者を対象とし、教養期間を15か月とする課程をいう。
- (8)長期課程 短期課程の対象者以外の者を対象とし、教養期間を21か月とする 課程をいう。

## 第3 採用時教養の編成

採用時教養は、初任教養、職場実習、初任補修教養及び実戦実習をもって編成するものとし、その教養の推進に当たっては、相互の関連性に配意して、教養の一貫性の確保に努めるものとする。

### 第4 学生の所属等

- 1 学生の所属については、初任教養の期間中は警察学校とし、職場実習、初任補修教養及び実戦実習の期間中は配置先警察署とする。
- 2 初任教養及び初任補修教養の期間中における学生の居住先については、校内居住 (全寮制)とする。

#### 第5 教養期間

- 1 長期課程は、初任科 1 0 か月、職場実習 3 か月、初任補修科 3 か月、実戦実習 5 か月とする。
- 2 短期課程は、初任科 6 か月、職場実習 3 か月、初任補修科 2 か月、実戦実習 4 か 月とする。
- 3 特に必要があると認める場合は、職場実習を 1 か月までの間延長し、その分、実 戦実習の期間を短縮することができるものとする。
- 第6 初任教養及び初任補修教養における教科課程等
  - 1 教科課程
  - (1)課程の構成

## ア 初任科

- (ア)在校期間は、長期課程44週、短期課程26週とする。
- (イ)前半においては、団体生活に慣れさせ、基本的なしつけを体得させ、警察 官としての職責の自覚と社会人としての心構えを養い、体力・気力の錬成を 図るものとする。
- (ウ)後半においては、警察官としての職務倫理を培い、自覚と誇りを持たせ、 人間性豊かな人格形成を図るとともに、専門的な法学、地域警察活動の基本 となる知識、技能を修得させ、併せて体力・気力の充実を図るものとする。

#### イ 初任補修科

- (ア) 在校期間は、長期課程12週、短期課程9週とする。
- (イ)初任補修科においては、地域警察官として一人立ちできるよう豊かな人間性の練磨と職務倫理の基本の定着化を図るとともに、専門的な法学、地域警察活動の基本となる知識、技能を総合的に発展進化させ、また、体力・気力の一層の充実を図るものとする。

# (2)授業時間

ア 初任科

長期課程は、40週行うこととし、総授業時間数は1,600時間とする。 短期課程は、24週行うこととし、総授業時間数は960時間とする。

イ 初任補修科

長期課程は、11週と2日行うこととし、総授業時間数は456時間とする。 短期課程は、8週と2日行うこととし、総授業時間数は336時間とする。

(3)教授科目及び要目

初任科及び初任補修科の教授科目及び要目並びにその科目ごとの時間数は、別表 1「初任科・初任補修科教科課程(長期課程)」及び別表 2「初任科・初任補修科教科課程(短期課程)」のとおりとする。

2 学級編成

学級編成は、おおむね40人の学生をもって1学級とし、各学級に担任教官を配置するものとする。

3 教授細目

警察学校長(以下「校長」という。)は、警察庁の定める「初任科・初任補修科教 科課程教授細目(類目)基準」に基づき教授細目を作成し、警察本部長の承認を受 けるものとする。

4 授業計画

校長は、教養の実施に当たり、あらかじめ授業計画を策定するものとする。この場合において、授業時間の単位は、教科課程の2時間をもって1時限とし、実時間80分をもって充てる。

- 5 教養実施上の留意事項
- (1)各教科の授業内容については、円満な良識と幅広い常識を兼ね備えた人間性豊かな警察官の育成及び地域警察官として必要な知識、技能の確実な修得を図るものとすること。
- (2)教授及び教官は、常に教授方法の工夫、改善に努め、各種教材の活用、模擬現場における実習、事例研究、書類作成等により、授業の内容と進度に応じて具体

的に理解しやすくするとともに、学習の動機付けに配意し、実践的な教養を推進 すること。

- (3) 教授及び教官は、授業に当たって講義要点をあらかじめ整理の上、学生の資質、 能力を踏まえた教養を行い、学生の理解度を把握しつつ、全体の知識、技能の水 準を高めるよう配意すること。
- (4)部内外の講師に対しては、授業の目標、内容、重点等を説明して講義を依頼するなど、それぞれの講師と授業内容等に関して緊密な連絡をとること。
- 第7 初任教養及び初任補修教養の教科外活動
  - 1 目的

教科外活動は、教科課程の教育訓練とあいまって、自主性、良識及び情操を培い、 体力・気力の充実を図り、もって人間性豊かな人格形成及び警察官としての資質を 養うことを目的とする。

2 構成

教科外活動は、起床から就寝までの時間帯から教科の時間帯を除く時間帯の諸活動とし、日朝活動(起床から授業開始まで)、特別活動(教科終了から官庁執務時間終了まで)及び日夕活動(官庁執務時間終了後就寝まで)をもって構成する。

- 3 教科外活動指導上の留意事項
- (1)教科外活動は、学校における統一した指導方針の下に、計画的に行うものとし、 その運営は、学生の自主自律によることを原則とすること。
- (2)教科外活動を効果的に推進するため、全教官が一体となって指導に当たるとと もに、常に、指導内容及び方法に工夫、改善を加えるよう努めること。
- (3)学生の指導に当たっては、青年警察官の特性をよく理解し、個性の把握に努め、 愛情と熱意をもって学生に接するとともに、率先垂範による指導に努めること。

## 第8 職場実習

1 構成

職場実習は、地域実習及び捜査実習をもって構成するものとする。

2 期間

長期課程、短期課程共に、地域実習をおおむね2か月、捜査実習をおおむね1か月とする。

3 実習先

原則として、警察署及び交番とする。

- 4 教養体制
- (1)警察署に教養担当者、教養指導者及び職場実習指導員を指定して、真に実効の ある職場実習を行うものとする。
- (2)警察署長は、副署長(次長)を教養担当者に、実習に係る業務を担当する課の 課長を教養指導者に、地域係(地域以外の業務の実習期間中は当該業務を担当す る係)の警部補、巡査部長又は巡査を職場実習指導員に指定するものとする。
- (3)教養担当者及び教養指導者の任務
  - ア 教養担当者は、勤務面及び生活面に関する全般的な指導計画を策定し、教養 指導者等を指揮するとともに、警察学校との連携を密にし、職場実習の効果的 な推進を図るものとする。
  - イ 教養指導者は、職場実習指導員等を指揮し、職場実習を計画的に推進するも

のとする。

- 5 実施要領
- (1)職場実習の目的及び指導形態
  - ア 地域実習は、職場実習指導員の同行指導その他の指導により、地域勤務の基本を修得させる。
  - イ 捜査実習は、職場実習指導員の指導により、基本的捜査実務能力を修得させる。
- (2)職場実習の内容、方法等
  - ア 教養指導者は、職場実習指導員及び職場実習生と接する機会を多くして、常に、職場実習の状況及び進度を把握するとともに、必要な指導調整を行うものとする。
  - イ 職場実習指導員は、職場実習生と勤務を共にし、取扱い事項を通じて、職務 について指導教養を行うものとする。
  - ウ 職場実習生は、常に、職場実習の状況及び進度を自ら把握するとともに、積極的に教養指導者又は職場実習指導員に指導を求めなければならない。

### 第9 実戦実習

1 期間

長期課程は5か月、短期課程は4か月とする。

2 実習先

原則として、警察署及び交番とする。

- 3 教養体制
- (1)警察署に教養担当者、教養指導者及び実戦実習指導員を指定して、真に実効の ある実戦実習を行うものとする。
- (2)警察署長は、副署長(次長)を教養担当者に、実習に係る業務を担当する課の 課長を教養指導者に、地域係(地域以外の業務の実習期間中は当該業務を担当す る係)の警部補、巡査部長又は巡査を実戦実習指導員に指定するものとする。
- (3)教養担当者及び教養指導者の任務
  - ア 教養担当者は、勤務面及び生活面に関する全般的な指導計画を策定し、教養 指導者等を指揮するとともに、警察学校との連携を密にし、実戦実習の効果的 な推進を図るものとする。
  - イ 教養指導者は、実戦実習指導員等を指揮し、実戦実習を計画的に推進するものとする。
- 4 実施要領
- (1)実戦実習の目的及び指導形態

独立性の強い勤務を通じた補強教養により、実務を習熟させ、採用時教養修了 後の本格的実務への移行に対応し得るだけの能力を修得させる。

- (2) 実戦実習の内容、方法等
  - ア 教養指導者は、実戦実習指導員及び実戦実習生と接する機会を多くして、常に、実戦実習の状況及び進度を把握するとともに、必要な指導調整を行うものとする。
  - イ 実戦実習指導員は、その管理、指導の下、実戦実習生に対して、独力による 勤務を行わせるものとする。

- ウ 実戦実習生は、常に、実戦実習の状況及び進度を自ら把握するとともに、積極的に教養指導者又は実戦実習指導員に指導を求めなければならない。
- 5 初任総合検討会

実戦実習修了に際して、警察署等において、初任総合検討会を行い、修得状況の 確認、今後の指導方法等を検討し、これをもって採用時教養を修了するものとする。

#### 第10 教養の適正な管理

- 1 校長の役割
- (1)校長は、初任科生及び初任補修科生について、警察官としての適格性の把握に 努め、適正な指導及び処遇に配意するものとする。

なお、初任補修科生については、配置先警察署長と連携を図るものとする。

- (2)校長は、試験その他の方法により、初任教養及び初任補修教養における教養の 効果を測定し、その結果を授業内容に反映させるとともに、人事担当部門に通知 しなければならない。
- (3)試験の実施に当たっては、初任教養及び初任補修教養において身に付けるべき 実務上の知識、判断力及び応用力を的確に試す問題を出題するとともに、問題の 作成から採点までの事務を厳正に管理するなど、公正な試験の実施に万全を期す るものとする。
- (4)校長は、初任科生及び初任補修科生の修得状況を配置先の警察署長にきめ細かく連絡するものとする。
- 2 警察署長の役割

職場実習生及び実戦実習生の配置先の警察署長は、校長と連携を図りながら、当該実習生について、警察官としての適格性の把握に努め、適正な指導及び処遇に配意するものとする。

## 第11 その他

- 1 採用時教養が修了するまでは、部門別任用科等への入校、地域部門以外の部門への配置はできないものとする。
- 2 この要綱に定めのない事項については、平成17年1月25日付け警察庁丁人発 第28号「初任科及び初任補修科教養の実施要領について」の趣旨に従い運用する ものとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

# 初任科・初任補修科教科課程(長期課程)

教授種目	教 授 科 目	教 授 要 目	初 任 科	初任補修科	計
職務倫理	職務倫理	<ul><li>(1) 訓育等</li><li>(2) 警察官に求められる基本的心構え</li><li>(3) 警察官としての職務倫理の基本</li><li>(4) 社会見学</li></ul>	114	12	126
		小計	114	12	126
法  学	法  学	<ul><li>(1) 憲法・警察行政法</li><li>(2) 刑法</li><li>(3) 刑事訴訟法</li><li>(4) 民法</li><li>(5) 法学概論</li></ul>	206	28	234
++ 1 75	. +1.4	小計	206	28	234
基本実務	1 社会	(1) 社会 (2) 対話と報告	134	20	154
	2 地域警察 活動 (生活 安全)	(1) 生活安全警察総論 (2) 防犯活動 (3) ストーカー・配偶者からの暴力対策 (4) 警備業、古物営業、質屋営業 (5) サイバー犯罪対策 (6) 保護 (7) 少年の非行防止と保護活動 (8) 風俗環境の浄化 (9) 不法就労外国人に係る雇用関係事犯 の取締り (10) 生活経済事犯の取締り (11) その他特別法令等違反の取締り (12) 銃砲刀剣類の種類と規制・火薬類の規制	52	26	78
	3 地域警察 活動(地域)	<ul> <li>(1) 警察官の服務</li> <li>(2) 受傷事故防止</li> <li>(3) 被害者対策</li> <li>(4) 留置業務</li> <li>(5) 地域警察活動</li> <li>(6) 交番及び駐在所勤務</li> <li>(7) 地域警察活動の実施要領</li> <li>(8) 緊急配備</li> <li>(9) 地域安全活動</li> <li>(10) 警察安全相談</li> <li>(11) 遺失・拾得物取扱要領</li> <li>(12) 市民応接</li> <li>(13) 地域警察活動演習</li> </ul>	122	10	132
	4 地域警察 活動(捜査)	(1) 犯罪捜査の基本 (2) 被害届、告訴、告発及び自首の取扱い (3) 臨場及び現場鑑識 (4) 実況見分調書及び領置調書の作成 (5) 緊急重要事件・事故の措置 (6) 逮捕及び逮捕手続き (7) 取調べ及び供述調書 (8) 捜査活動の方法	132	174	306

教授種目	教授科目	教	7 授	要	目	初 任 科	初任補修科	計
基本実務	4 地域警察活動(捜査)	(10) 搜 (11) (12) (13) (13) (14) (15) (16) 搜 (17)	∄織犯罪対策 ≨紋 ≟こん跡		<b>書</b>			
	5 地域警察 活動(交通)	(1) 交交 (2) 交交 (3) 交交 (4) 交 (5) 運 (6) 運 (7)	を通警察活動の 通警察実務に 通規制と交通 通指導取締り 通事故事件の 転者対策 通警察活動演	必要な基础 安全施設等 捜査要領 習		96	16	112
	6 地域警察 活動(警備)	(2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11)	が 「構整字 「大学」 「大学 「大学」 「大学」 「大学 「大学 「大学 「大学 「大学 「大学 「大学 「大学	I		40	40	80
	7 地域警察 活動(情報 通信)	` '	警察の情報通信 は線従事者に必		印識	26	0	26
	8 実務研修	実務研	F修			48	0	48
		小			計	650	286	936
体 育 術 科	2 術科	(2) 点 (3) 柔 (4) 剣 (5) 逮 (6) け (7) 救	ī科概論 ₹検・礼式及ひ ₹道 ]道 ₹捕術 †ん銃 ₹急法	·教練		404	6 88	38 492
- m	14/	小	, i + ,		計	436	94	530
その他	諸行事等	(2) 試 (3) 補	2校行事 (験 i充調整			194	36	230
		小			計	194	36	230
合					Ħ	1,600	456	2,056

注 柔道・剣道は、選択科目である。

# 初任科・初任補修科教科課程(短期課程)

教授種目	教 授 科 目	教	授	要	目	初任科	初任補修科	計
職務倫理	職務倫理	(2) 警 (3) 警	∥育等 警察官に求めら 警察官としての 辻会見学	· · · ·	の基本	58	10	68
		小			計	58	10	68
法学	法 学	(2) 用 (3) 用 (4) 目	憲法・警察行政 刊法 刊事訴訟法 民法	汝法		100	20	120
甘士中羽	4 74 6	<u>小</u>	1.4		計	100	20	120
基本実務	1 社会	` '	t会 対話と報告			24	8	32
	2 地域警察活動(生活安全)	(2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (7) (8) (10) (11) (12) 規制		記偶者からの 営業、質屋常 対策 上と保護活動 とに係る雇用 の等違反の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	営業 動 用関係事犯 収締り	40	16	56
	3 地域警察 活動(地域)	(2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12)	警察の 会と 会と 会と とと とと とと とと とと とと とと とと とと とと	D実施要領 双扱要領		92	8	100
	4 地域警察 活動(捜査)	(1) 列 (2) 初 (3) 照 (4) 写 (5) 累 (6) 返 (7) 耳 (8) 挡	記罪捜査の基本 要害届で現場 に記見見の を記見要の は記見要の は調査が は調査が は調査活動のの は変変で は変変で は変変で はいまする。 はいまる。	を 告発及び 監識 みび領置調 ・事故の措 手続き 本調書 去	書の作成 置	96	112	208

教授種目	教 授 科 目	教	授	要	目	初任科	初任補修科	計
基本実務	4 地域警察活動(捜査)	(11) (12) (13) (14) (15) (16) (17)		定				
	5 地域警察 活動(交通)	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7)	交通警察活動の 交通警察実務に 交通規制と交通 交通指導取締り 交通事故事件の 運転者対策 交通警察活動演	必要な基礎 安全施設等 捜査要領 習		82	12	94
	6 地域警察 活動(警備)	(11)	警供学生の大学をはいる。  警備警告の主要をはいる。  「のでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ			30	30	60
	7 地域警察 活動(情報 通信)	(1) (2)	警察の情報通信 無線従事者に必		識	26	0	26
	8 実務研修		<b>S研修</b>			40	0	40
		小	_		計	430	186	616
体   育     術   科   	2 術科	体育 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7)	所料概論 点検・礼式及び 柔道 剣道 逮捕術 けん銃 救急法	教練		276	76	26 352
		小	<del></del>		計	296	82	378
その他	諸行事等	(1) (2) (3)	学校行事 試験 補充調整			76	38	114
	<u> </u>	小			計	76	38	114
	合				計	960	336	1,296

注 柔道・剣道は、選択科目である。